証券口座取引約款

ARUJI GATE 証券株式会社

（約款の趣旨）

第1 条 この約款は、有価証券等の保護預り取引とそれに付随する業務について、お客様とARUJI GATE 証券株式会社（以下「弊社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

お客様は、この約款に定められた条件に従い、証券保管業務に関する有価証券保管業者及びこの約款に定められたサービスの提供を受けることに関し、弊社を指名するものとします。有価証券保管業者には全面的な自由裁量が認められており、お客様によって持ち込まれた証券の引受や預託をお断りすることがあります。

（申込方法等）

第2 条（1）お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名、捺印し、これを弊社に提出することによって、口座開設を申込むものとし、弊社が承諾した場合に限り取引を開始することができます。

（2）お客様が取引の申込みをされた場合には、保護預り約款および振込先指定方式取扱規定に定める金銭の振込先指定方式の利用申込みを同時に行っていただきます。

（届出事項）

第3 条 お客様は、取引の申込時に印鑑、氏名、住所等を届け出ていただきます。

（証券の登録）

第4 条（1）株主受益権を有するお客様は、弊社にお預け入れの有価証券に関して、弊社名義での登録となることに同意するものとします。

（2）弊社は、弊社の自由裁量により、弊社と指定業者又は保管代理人との間で交わされた預託条項に従って、第三者を弊社の保管代理人又は指定業者として指名することができます。この場合、このような第三者、すなわち保管代理人又は証券預託機関は、各株式発行体の名義書換代行業者において株式の指定業者として登録され、適切な約款に基づき、当社のために有価証券を保管するための証券保管業者又は証券預託機関を任命することができます。

（解約）

第5 条 次に掲げるいずれかに該当する場合には、この約款に基づく契約は解除されます。

（1）お客様から解約のお申し出があった場合

（2）第11 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合

（3）やむを得ない事由により、弊社が解約を申し出た場合

（公示催告等の調査等の免除）

第6 条 弊社は、お預りしている有価証券等にかかわる公示催告の申し立て、除権判決の確定等についての調査およびご通知はいたしません。

（免責事項）

第7 条 弊社は、次の事由によりお客様に生じた損害について、その責めを負わないものとします。

（1）弊社所定の証書等に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、お預りした有価証券等または金銭を返還したことにより生じた損害

（2）弊社が振込先指定方式取扱規定に基づき、金銭を指定預貯金口座へ振込んだ後に発生した損害

（3）所定の手続きにより返還の申し出がなかったため、または印影がお届出の印鑑と相違するために、お預りした有価証券等または金銭を返還しなかったことにより生じた損害

（4）お預り当初から保護預り証券について、瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害

（5）発行体及び又は名義書換代行業者による故意及び又は過失により生じた名義書換業務に関わるリスク、付随する価格変動のリスク、市場流動性及び倒産のリスクなどによる損失

（6）通信回線およびコンピュータシステム機器等の障害の発生により、受注制限を行った場合に生じた損害

（7）天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行、金銭の授受または有価証券等の預託の手続き等が遅延し、または不能となった場合に生じた損害

（8）電信または郵便の誤謬、遅滞等弊社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

（お客様の義務）

第8 条 お客様は証券取引に伴う関係当局に対してなされる、取引に関する登録、税還付、報告書の作成、または、あらゆる税負担（譲渡税、源泉税、付加価値税を含む）に全面的な責任を負います。

（届出事項の変更）

第9 条（1）改名、転居およびお届出の印鑑の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく弊社に届け出ていただきます。

（2）前項のお届出があったとき、弊社は、必要と認められる書類等をご提示いただきます。

（合意管轄）

第10 条 本契約に関しお客様と弊社の間で訴訟の必要が生じた場合、弊社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、弊社が管轄裁判所を指定できるものとします。

（この約款の変更）

第11 条（1）この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更、もしくはその他必要が生じたときは、改定されることがあります。

（2）前項の変更があったとき、弊社は弊社所定の方法によりお客様にご通知させていただきます。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、ご同意いただいたものとして取扱います。

この約款は、平成１９ 年9 月30 日から施行する。

平成１９年９月３０日
ARUJI GATE 証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長（金商）第19 号
日本証券業協会会員